一般廃棄物処理基本計画に基づく令和3年度の主な取り組みについて

◆"杜の都の資源"◆ を次の世代へ

持続可能な資源循環都市をめざして

目 次

一般廃棄物処	Q理基本計画(2021-2030)の基本目標と施策体系・	•	3
基本方針 I	発生抑制を中心とした3Rの推進・・・・・・	•	5
基本方針 2	わかりやすい情報発信と行動する人づくり・・・	•	18
基本方針3	安全安心かつ安定的な処理体制の確保 ・・・・・	•	27

凡例 重:計画における重点的な取り組み

新:令和3年度新規事業

一般廃棄物処理基本計画(2021-2030)の基本目標と施策体系

基本的な考え方

"杜の都の資源"を次の世代へ持続可能な資源循環都市をめざして

基本目標

	令和元年度 (基準値)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
ごみ総量	37.3万トン	35万トン6%削減	33万トン12%削減
最終処分量	5.2万トン	4.9万トン6%削減	4.6万トン 12%削減
人 日あたりの家庭ごみ排出量	463グラム	430グラム 7%削減	400グラム I4%削減
家庭ごみに占める資源物の割合	42.5% *** 7.5ポイ	35% ント引き下げ 12.5ポイン	30%

一般廃棄物処理基本計画(2021-2030)の基本目標と施策体系

基本方針と施策の体系

基本方針 | 発生抑制を中心とした3尺の推進

- | 施策 | ごみ減量・リサイクルによる資源循環
- 施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

- ■施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底
- 施策4 社会環境の変化への対応
- 施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

- 施策 6 ごみの適正処理体制の確立
- 施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対する しなやかな強さの確保

基本方針 I

発生抑制を中心とした3Rの推進

■ I.プラスチック資源循環の推進

(I) 使い捨てプラスチックの使用抑制

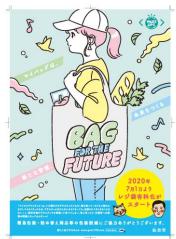
事業者等と連携し、国に先行して平成19年度より取り組んできた有料化によるレジ袋削減に加え、簡易包装の推進や、マイボトルの利用促進など、市民が環境に配慮した商品やサービスを選択できる環境づくりを推進。

【レジ袋の有料化による削減実績】

年 度	レジ袋削減枚数実績	CO2削減量
平成19年度	963万枚	348トン
	1	
平成30年度	6,363万枚	2,300トン
令和元年度	6,530万枚	2,361トン

(2)「プラごみ削減アクションリスト」の活用

プラスチックごみ削減につながる日常生活での実践行動 について、場面ごとにわかりやすくまとめた「プラごみ削 減アクションリスト」を活用し、市民の行動変容を促進。



▲R2啓発ポスター



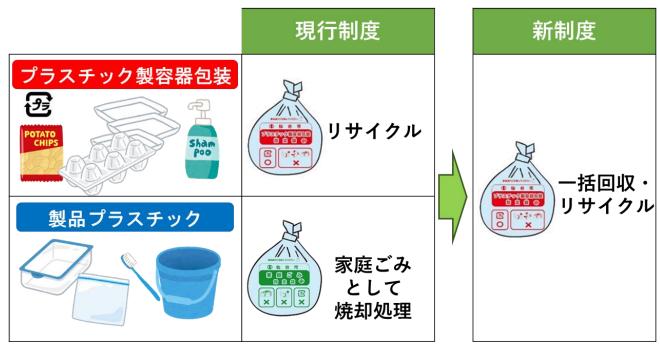
▲アクションリスト の一例

(3) 製品プラスチックリサイクル実証事業

<背 景>

「プラスチック資源循環促進法」の成立(令和3年6月)

- 家庭ごみ等で焼却処理されている製品プラスチックについて、市町村は分別 収集及びリサイクルに努めるよう規定されるとともに、容器包装と一括回収 しリサイクルする新たな制度を導入(制度開始時期は未定)。
- ただし、製品プラスチックの分別収集やリサイクルに係る費用は、市町村が 負担。



<目的>

本市において製品プラスチックの一括回収・リサイクル制度を導入した場合、収 集運搬から再商品化までの各段階における課題やコストを検証。

<令和2年度実績>

- 令和2年II月に青葉区錦ケ丘において実施し、一括回収前の月に比べて8.4%増 となる約7.8トンのプラスチックごみを回収。
- 住民アンケートでは、約8割の方が「プラスチックごみの捨て方がわかりやすくなった」と回答
- 全市展開に向けては、製品プラスチックを含む大量のごみを、正確かつ迅速に 選別しリサイクルする手法の確立や、コストの抑制が課題。

<令和3年度の実証>

- 世帯構成や住居形態(戸建・集合)が異なる5地区(各区 | か所)を選定。
- 7月~||月の延べ9カ月間に拡充し、さらなる検証を進める。

	7月	8月	9月	IO月	月
青葉区(錦ケ丘)			実証期間		
宮城野区(榴岡)				実証期間	
若林区(なないろの里)			実証期間		
太白区(ひより台)		実証期間			
泉区(桂)					実証期間

■ 2. 食品ロス削減、生ごみの減量・リサイクル

(1) 食品ロス削減ガイドブックの活用等

食を通じてエコな暮らしを提案する市民リーダー「せんだい食エコリーダー」による啓発動画の配信や、家庭でできる取り組みをまとめた「せんだい食品ロス削減ガイドブック」の活用により、家庭における取り組みを普及促進。



▲せんだい食エコリーダー



▲せんだい食品ロス 削減ガイドブック

新(2)家庭系食品ロスの発生量調査

家庭から排出される「手付かずの食べ物」や「食べ残し」などの食品ロス量を把握するため、家庭ごみの組成調査を実施。

(3) フードドライブの実施

家庭の未利用食品を集めフードバンク団体等に提供するフードドライブ事業について、回収拠点の設置や食品の運搬において民間企業・団体の協力を得ながら、拠点・期間を拡大して実施。

認知度向上のため、企業や地域団体等へ啓発を行うととも に、希望する企業等に回収ボックスやパネルを貸出。



▲商業施設に設置した 未利用食品の回収拠点

年 度	実施期間	回収拠点数	回収実績
平成30年度	か月	9か所	約485kg
令和元年度	2か月	7か所	約1,764kg
令和2年度	6か月	8か所	約7,604kg
令和3年度	通年	9か所 (予定)	_

【令和3年度の概要】

通年回収拠点:イオン、ヤマザワ、藤崎本館、エスパル仙台、

仙台市福祉プラザ、市役所本庁舎、リサイクルプラザ

このほか期間限定で区役所等に設置予定

提供 先:仙台市社会福祉協議会、フードバンク仙台

NPO法人ふうどばんく東北AGAIN

(4) 生ごみ堆肥化容器・家庭用電気式生ごみ処理機購入補助

家庭における生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭用電気式生ごみ 処理機等購入費の補助を実施。乾燥生ごみは、環境事業所等で回収し、市内の農 家等で有効に活用。

(補助額)・生ごみ堆肥化容器:2,000円/Ⅰ基

・家庭用電気式生ごみ処理機:購入金額の5分の3(上限30,000円)

補助実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ堆肥化容器	198基	139基	172基
家庭用電気式生ごみ処理機	184台	196台	312台

(5) 生ごみ減量・リサイクル講座

市民団体と連携し、地域での取り組みを推進するため、町内会等を対象とした手軽に取り組める「ダンボール式生ごみリサイクル出前講座」や堆肥化容器の正しい使い方を紹介する「コンポスター式生ごみリサイクル出前講座」を実施。







●3.緑のリサイクル

(I) 家庭系剪定枝資源化事業

家庭で剪定した庭木の枝・幹について、粗大ごみ収集ルートを活用した戸別 収集又は自己搬入により無料で回収してチップ化し、堆肥の原料や燃料にリサ イクルする取り組みを実施。



年 度	受付件数	再資源化量
平成30年度	508件	58トン
令和元年度	1,720件	194トン
令和2年度	1,169件	159トン

■ 4. 生活ごみの分別推進

(1)集団資源回収による紙類等の分別・リサイクルの推進

ごみ減量・資源循環を図るとともに地域のコミュニティづくりに資するため、 地域における紙類や布類などの資源物を、町内会や子供会など地域の団体が回 収し、リサイクルを進める集団資源回収を促進。

回収量や実施回数に応じて年2回の奨励金を交付するほか、保管庫の無償貸 与や、回覧用リーフレット・集積所表示幕の提供等の支援策を実施。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体数	1,322	1,314	1,246
回収量(トン)	18,403	16,841	14,046



(2)紙類等拠点回収

家庭から排出される紙類等の分別を推進するため、区役所等に設置した「資源回収庫」のほか、民間事業者の協力により「紙類回収ステーション」(市内128か所)を設置し、拠点回収を実施。

また、事業系紙類について、清掃工場への搬入を禁止するとともに、古紙問屋等の協力を得て、無料で持ち込める「事業系紙類回収ステーション」(市内20か所)を設置。



▲資源回収庫

(3) 小型家電リサイクル

区役所やリサイクルプラザ、民間商業施設など市内37か所に「小型家電ボックス」を設置し、小型家電リサイクル法に基づく再資源化を促進。

また、家電量販店による店頭回収 や宅配便を活用した回収等について、 普及啓発し利用を促進。

年 度	回収量
平成30年度	67トン
令和元年度	63トン
令和2年度	54トン



	回収する小型家電の一例				
	●●○ ●●○ ●●● 携帯電話	デジタルカメラ	ビデオカメラ	ポータブル 音楽ブレーヤー	
			東子辞書	小型ゲーム機	!
-	CDプレーヤー	携帯ラジオ	电子辞音	小型ケーム機	+
		00000	Drawns Open Ca Spin See Spin See Spin See		
	ICレコーダー	テープレコーダー	電卓	ACアダプタ	

5. 事業ごみの適正排出及び分別の徹底

(|) 清掃工場における事業ごみ展開検査

事業ごみの適正排出と減量に向け、清掃工場に設置した搬入物検査装置を使用し、目視で不適正な搬入物を確認するとともに、必要に応じて事業ごみ袋の開封調査を行い、排出事業者が特定された場合に訪問指導等を実施。



▲搬入物検査装置





▲不適正排出物の例 (紙類や産業廃棄物(廃プラスチック類)が混入)

(2) 大規模建築物等への立入調査

事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者 (1,085事業者)に対し、ごみの減量及び適正処理に関する計画書の提出を義務 付けるとともに、立入調査を実施し、事業者の取り組みを促進。

(3)環境配慮事業者の認定制度

ごみの減量・リサイクルの推進などに取り組む事業者を「エコにこマイスター」、「エコにこゴールドマイスター」として認定することで、事業者の取り組みを促進。

さらなる拡大を図るため、優良な取り組みをまとめた「3R事例集」を作成・ 配布。

<認定項目>

- ・ごみの発生抑制 (使い捨て容器の削減や簡易包装の推進など)
- ・資源物の回収・リサイクル
- ・グリーン購入の推進
- ・エネルギー使用量の削減
- ・本市環境事業への参加・協力 など





【認定件数(令和3年4月1日現在)】

	認定事業者	事業所・店舗数
エコにこマイスター	109事業者	406か所
エコにこゴールドマイスター	25事業者	96か所

6. 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

(1) 家庭ごみ集積所における啓発指導

町内会やクリーン仙台推進員と連携し、家庭ごみ集積所において不適正排出を 防止するための啓発指導を実施。

(2) 現職警察官や産廃Gメンの配置

現職警察官 | 名と警察官 O B 7 名を事業ごみ減量課に配置し、不法投棄パトロールや、排出事業者への立入指導、清掃工場搬入窓口での監視を実施。

(3) 不法投棄の未然防止対策の実施

不法投棄抑止のため、監視カメラや警告看板を設置しているほか、休日パトロールの実施など不法投棄が頻発する地区を重点的に監視。



▲監視カメラ



▲警告看板

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

1. 情報発信の充実

新(Ⅰ)「資源とごみの分け方・出し方」の全面改訂

ごみの分別や排出ルールについて広く周知するため、「資源とごみの分け方・出し方」を令和3年10月に全面改訂し、ポスティングにより市内全世帯(約53万世帯)に配布。

新(2)「ワケルネット」のリニューアル等

仙台市のごみ減量・リサイクルに関する情報総合サイト「ワケルネット」について、より分かりやすく情報を発信するため、全面リニューアルを実施。

また、「ワケ猫ちゃんのTwitter」を通じて3Rに関する身近な情報をタイムリーに発信するとともに、分別方法の検索や収集日のお知らせなど便利な機能を搭載したスマートフォン用アプリ「さんあ~る」により、ごみ分別について効果的な周知啓発を実施。



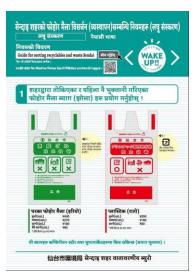
▲ごみ分別アプリ「さんあ~る」

(3) 外国人への周知啓発

増加する外国人住民に対し、仙台市のごみ排出ルールを正しく周知するため、日本語学校等を通じて外国語版のごみ出しリーフレットを配布するほか、YouTubeで分かりやすい説明動画を配信。

対応言語:やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、 ベトナム語、ネパール語

令和2年度からはごみ分別アプリ「さんあ~る」の英語版 を運用するとともに、令和3年 I O 月に全面改訂する「資源 とごみの分け方・出し方」については、ネパール語版を追加 し、上記6か国語を配布。



▲外国語版ごみ出し リーフレット

(4) 市外からの転入者や若年層への周知啓発

市外からの転入者に仙台市のごみ排出ルールを周知するため、転入届の多い時期(3月下旬頃)に合わせ、区役所窓口で環境局職員によるごみ分別相談を 実施するほか、不動産会社と連携し、チラシとごみ袋のセットを配布。

また、新入生説明会で活用してもらえるよう、大学等に啓発用DVDを送付。 若年層への意識向上を図るため、学生による資源分別プロジェクトチーム 「ワケルキャンパス」と連携し、SNSやイベント等を通じて、身近で分かり やすい情報を発信。

🤨 2. 環境教育の推進

(I)環境施設見学会の実施(ワケルくんバスの運行)

市立のすべての小学校4年を対象に、清掃工場で見学を受け入れるほか、 町内会等を対象に、施設見学会を開催。

見学件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	114校	126校	27校
町内会等	114団体	98団体	8団体



▲ワケルくんバス

新(2)リサイクルプラザの展示リニューアル等

環境教育を推進するため、リサイクルプラザや清掃工場見学エリアのパネル等の展示物をリニューアルするとともに、食品ロス削減等を呼び掛ける動画コンテンツを作成。

(3)「3尺わかる本」の発行

市民団体・事業者・市の協働により3R啓発に取り組む「アメニティ・せんだい推進協議会」により、身近に取り組める3R行動を分かりやすくまとめた啓発冊子「3Rわかる本」を発行。

3. クリーン仙台推進員との連携

(1) クリーン仙台推進員制度

地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の取り組みのリーダー役として中心的に活動していただく方を、平成7年度より町内会等の推薦に基づき、「クリーン仙台推進員」として市長が委嘱(任期は2年)。

平成 I 7年度からは、クリーン仙台推進員の地域での活動をサポートし、一緒に活動していただく方を「クリーンメイト」として委嘱。

【委嘱状況(各年4月1日現在)】

	令和元年	令和2年	令和3年
クリーン仙台推進員	2,484人	2,494人	2,497人
クリーンメイト	1,699人	1,782人	1,706人



▲クリーン仙台推進員

(2) 主な活動内容

・地域におけるごみの適正排出や分別促進 集積所の見回りや掲示物・チラシの作成、地域住民 を対象とした勉強会の開催など

ごみ集積所排出実態調査地域住民と連携し、集積所においてごみ袋の排出数 や排出状況等を調査(毎年)

- ・生活環境の保全に向けた取り組み 集積所の清掃や改修、地域清掃活動など
- 環境教育の推進地域のごみ問題を考え行動する「ジュニアクリーンメイト」の活動など



▲集積所掲示ポスター



▲集積所での排出実態調 査のようす

(3)活動への支援

推進員活動を行うために必要な知識や情報を習得するため、研修会や施設見学会、活動発表会を開催するほか、各地域における取り組み事例等を紹介する「仙台メビウス通信」を年4回発行。

また、各環境事業所では、鳥獣対策用ネットの配布や、地域の実情に応じた 啓発ポスター作成など、集積所の改修にあたっての支援を実施。

施策4 社会環境の変化への対応

4. 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み

(1)地域ごみ出し支援活動の促進

(各年度	末時点)
------	------

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録団体	19団体	24団体	36団体
支援世帯	世帯	21世帯	63世帯

(2) 家庭ごみ指定袋配布による減免

市から紙おむつの支給を受けている高齢者や障害がある方(年度ごとに I 回)、 乳児養育者(満 I 歳までに I 回)に対し、指定袋(中)50枚を配布。

(3)地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

クリーン仙台推進員や町内会等と連携し、 ごみの適正排出やごみ集積所の維持・管理 など、地域における課題解決に向けた活動 を支援。



▲飛散防止・鳥獣対策(ハンサムネット)

施策5 環境美化の推進

5. 地域清掃活動に対する支援

地域における環境美化を推進するため、地域清掃ごみ袋 (バイオマスプラスチック25%配合)を配布するほか、火ば さみなどの清掃用具の貸与や、集めたごみの収集を実施。

【地域清掃ごみ袋の配布枚数】

	令和2年度
大サイズ	288,212枚
小サイズ	86,409枚



▲バイオマスプラスチック 配合の地域清掃ごみ袋

6. ワケルくんの五つ星☆集積所診断

町内会等が管理するごみ集積所について、ごみの分別・排 出ルールの徹底や集積所周辺の清潔保持の観点から環境局職 員が診断し、良好な集積所を認定。

五つ星に認定された集積所には、認定プレートと清掃用具 (ほうき・ちり取り)を贈呈。

【令和2年度認定状況】

五つ星集積所	四つ星集積所
32か所	4か所



▲認定プレート

施策5 環境美化の推進

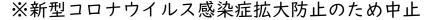
7. ごみの散乱のない快適なまちづくり

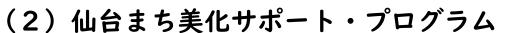
(I) アレマキャンペーン

ポイ捨てしない人づくりに向け、ポイ捨てごみ の清掃と啓発を行う「アレマキャンペーン 」を、 年2回(春・秋)実施。

【キャンペーン参加実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
1,510人	1,021人	<u></u> *





ポイ捨てしにくい環境づくりに向け、道路や公園などの清掃や除草等に取り組む市民団体・学校・企業等を「仙台まち美化サポーター」として認定するとともに、ごみ袋や火ばさみ等を提供するなど活動を支援。

【認定団体数(各年度末現在)】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
250団体	258団体	264団体



▲アレマキャンペーン



基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

新 1. 松森工場の基幹的設備改良工事

将来にわたり安定的なごみ処理体制を確保するため、 市内3つの清掃工場について、老朽化した設備の補修 や更新を行い、施設の長寿命化や省エネ化を図る、基 幹的設備改良工事を実施。

葛岡工場(平成26~28年度に実施)、今泉工場(平成29~令和2年度に実施)に続き、令和3~7年度に 松森工場で実施。



▲松森工場

【基幹的設備改良工事による効果】

性能の回復・向上

- ・ 老朽化した設備の補修や更新
- ・ 最新技術の導入

ライフサイクルコストの低減

・建替え周期の長期化

使用電力の削減

・高効率、省エネ型機器の採用に よる電力の削減



安定したごみ処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

2. 廃棄物処理に伴うエネルギーの有効利用

ごみの焼却処理の際に発生した熱について、工場内の給湯・冷暖房等に利用するとともに、自家発電を行い電力としても利用。

また、隣接する環境事業所や温水プール等へ電力・熱を供給するとともに、余剰電力については電気事業者に売電。



【令和2年度】

発電量合計	129,532,040 kWh
工場内消費量	48,567,643 kWh
他施設供給量	5,484,270 kWh
売却電力量	75,480,127 kWh
売電額	988,694,971 円

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対する しなやかな強さの確保

3. 災害廃棄物処理体制の確保

東日本大震災の経験や近年の水害等を踏まえ、令和2年3月に策定した「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき、具体のマニュアルを整備するなど、災害発生時に備えた対策の検討を進める。

また、東北の中枢都市としての役割を果たすため、可能な範囲で他自治体からの災害廃棄物の受け入れを実施。

令和元年東日本台風による災害廃棄物受け入れ実績:6,367トン(富谷市、丸森町)

4. 感染症蔓延時における自立的な処理体制の確保

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染防止対策を徹底するとともに、 施設や委託事業者において、事業継続計画を策定するなど、安定したごみの収 集運搬や処理体制の確保に向けた取り組みを実施。